

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		人 22,234	千円 1,606,811,981
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		440	10,991,467
債 務 控 除 額		11,218	157,977,071
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		3,049	10,555,469
課 税 価 格	実	22,309	1,470,381,846
相 続 税 額	算 出 税 額	22,022	189,291,521
	2 割 加 算 額	1,501	1,596,681
	計	22,022	190,888,201
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	953	758,242
	配 偶 者	3,899	52,593,354
	未 成 年 者	231	71,943
	障 害 者	323	347,340
	相 次 相 続	879	1,811,906
	外 国 税 額	-	-
	計	5,931	55,582,785
差 引 税 額	実	19,006	135,319,909
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		135	536,922
小 計		18,987	134,782,987
農 地 等 納 税 猶 予 税 額		449	5,407,910
株 式 等 納 税 猶 予 税 額		4	70,844
申 告 納 税 額	納 付 税 額	18,904	129,473,214
	還 付 税 額	68	168,981
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		7,514	622,760,000

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成21年10月31日までの間の申告(株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。)又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産にかかる基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成 16 年分	21,502	1,463,076,688	203,875,183	64,644,700	18,116	129,372,537	6,989
平成 17 年分	22,650	1,514,207,339	209,473,557	62,429,252	19,095	138,792,871	7,411
平成 18 年分	22,063	1,491,347,198	209,901,928	60,514,973	18,655	142,906,815	7,299
平成 19 年分	21,989	1,523,084,476	219,712,133	62,575,857	18,706	151,492,045	7,326
平成 20 年分	22,309	1,470,381,846	190,888,201	55,582,785	18,904	129,473,214	7,514

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
岐阜北	774	52,662,429	626	4,589,788	264
岐阜南	583	38,909,611	483	2,827,039	209
大垣	468	28,600,574	389	1,839,714	172
高山	102	7,881,952	83	903,885	38
多治見	262	14,361,756	219	1,007,425	88
関	186	11,653,548	153	641,995	71
中津川	98	5,328,829	85	335,439	33
<b>岐阜県計</b>	<b>2,473</b>	<b>159,398,699</b>	<b>2,038</b>	<b>12,145,285</b>	<b>875</b>
静岡岡	822	58,264,633	731	5,538,502	247
清水	406	25,391,815	342	1,946,206	134
浜松西	800	47,701,780	689	4,217,745	253
浜松東	436	23,612,828	375	1,407,851	134
沼津	706	49,473,564	618	3,898,091	255
熱海	210	14,871,739	183	1,666,354	81
三島	406	21,318,104	333	1,242,748	134
島田	176	9,703,511	153	537,185	60
富士	479	31,381,955	410	2,360,257	163
磐田	394	19,592,293	324	1,186,972	127
掛川	191	9,918,021	154	398,446	67
藤枝	334	17,383,059	276	769,219	101
下田	103	6,243,206	87	548,369	32
<b>静岡県計</b>	<b>5,463</b>	<b>334,856,508</b>	<b>4,675</b>	<b>25,717,945</b>	<b>1,788</b>
千種	720	58,147,996	615	7,579,359	254
名古屋東	182	14,498,306	165	1,864,100	61
名古屋北	503	40,719,857	426	4,359,642	178
名古屋西	616	43,138,159	533	4,087,331	214
名古屋中村	279	20,435,576	247	2,041,352	94
名古屋中	205	14,428,974	175	1,570,725	69
昭和	1,198	96,980,344	1,023	12,008,665	403
熱田	738	56,531,646	637	6,167,409	242
中川	574	41,823,345	484	4,375,346	190
豊橋	1,244	73,121,136	1,078	5,127,753	394
岡崎	751	51,182,490	643	5,668,232	231
一宮	743	47,890,168	635	4,220,970	261
尾張瀬戸	267	16,963,458	233	1,610,933	86
半田	929	53,745,641	784	3,956,589	303
津島	599	40,335,245	490	3,266,252	204
刈谷	1,186	79,162,179	979	6,654,789	392
豊田	616	41,090,635	505	3,791,593	211
西尾	355	18,475,034	294	962,006	119
小牧	1,154	68,369,628	975	5,020,297	390
新城	63	3,150,196	53	163,146	22
<b>愛知県計</b>	<b>12,922</b>	<b>880,190,013</b>	<b>10,974</b>	<b>84,496,489</b>	<b>4,318</b>
津	220	21,177,304	180	1,552,920	87
四日市	419	26,180,351	361	2,464,800	149
伊勢	188	13,687,360	154	1,162,783	69
松阪	161	8,554,868	139	515,282	55
桑名	172	10,997,888	142	770,767	65
上野	95	5,410,511	77	250,405	36
鈴鹿	169	8,584,337	142	338,100	63
尾鷲	27	1,344,007	22	58,435	9
<b>三重県計</b>	<b>1,451</b>	<b>95,936,626</b>	<b>1,217</b>	<b>7,113,492</b>	<b>533</b>
<b>総計</b>	<b>22,309</b>	<b>1,470,381,847</b>	<b>18,904</b>	<b>129,473,214</b>	<b>7,514</b>

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 22,328	千円 1,465,082,661	人 18,905	千円 128,598,196	人 7,514
	修正申告による増差額	455	6,907,607	781	1,375,922	346
	更正による増差額	-	-	1	172	1
	更正等による減差額	160 △	1,608,422	242 △	501,077	112
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 22,309	1,470,381,846	実 18,904	129,473,214	実 7,514
過 年 分	申 告 額	438	18,448,019	383	1,197,719	208
	修正申告による増差額	3,379	49,474,368	4,887	10,879,248	1,843
	更正による増差額	33	516,234	47	136,476	20
	更正等による減差額	906 △	10,012,992	1,110 △	3,257,197	510
	決 定 額	11	510,079	11	64,036	8
	計	実 3,827	58,935,708	実 5,647	9,020,281	実 2,187
合 計	申 告 額	22,543	1,464,650,985	19,099	127,642,080	7,659
	修正申告による増差額	3,834	56,381,975	5,668	12,255,170	2,189
	更正による増差額	33	516,234	48	136,649	21
	更正等による減差額	1,066 △	11,621,414	1,352 △	3,758,274	622
	決 定 額	11	510,079	11	64,036	8
	計	実 25,913	1,510,437,859	実 24,362	136,339,660	実 9,638

調査対象等：「本年分」は平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までの申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成19年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年11月1日から平成21年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成18年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。  
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	193	23,774	88	21,476	49	191,222
過 年 分	3,571	740,078	313	120,654	558	905,211
合 計	3,764	763,852	401	142,130	607	1,096,432

## 5 - 2 課税価格階級別課税状況

### (1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1億円以下	1,603	135,916,827	2,727,066	758,585	1,813,501	4,000
1億円超	3,747	520,593,554	4,011,772	3,985,834	19,415,361	12,731
2 "	1,131	274,092,003	1,444,764	1,957,205	21,925,592	4,152
3 "	693	259,109,393	1,126,461	1,672,438	32,901,957	2,503
5 "	199	116,278,335	1,032,220	1,026,504	19,078,413	794
7 "	85	70,159,397	499,096	403,355	13,458,301	321
10 "	47	63,846,988	90,336	591,177	14,395,287	177
20 "	8	19,769,045	-	20,294	5,583,036	25
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	1	5,317,118	-	-	26,750	3
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	7,514	1,465,082,661	10,931,716	10,415,393	128,598,196	24,706

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	29	240	519	538	277	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	16	170	651	1,293	1,039	388	114	44	15	6	6	5
2 "	2	39	149	378	323	143	54	22	10	6	1	4
3 "	4	17	96	238	198	92	27	14	3	1	1	2
5 "	-	2	27	49	61	32	16	7	3	2	-	-
7 "	1	2	10	27	18	22	3	-	1	-	1	-
10 "	-	1	2	19	15	5	5	-	-	-	-	-
20 "	-	-	2	4	1	1	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	52	471	1,456	2,547	1,932	683	219	87	32	15	9	11

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

### 5-3 相続財産の種類別状況

(1) 被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	2,761	82,514,778
	畑（ ” ）	3,457	110,551,414
	宅地（借地権を含む。）	7,094	545,336,860
	山林	1,840	11,083,500
	その他の土地	2,784	91,079,717
	計	<b>7,198</b>	<b>840,566,268</b>
家屋、構築物		6,789	91,637,775
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	1,349	2,967,955
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	263	891,423
	売掛金	309	849,673
	その他の財産	632	3,103,754
	計	<b>1,708</b>	<b>7,812,804</b>
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	1,392	55,639,359
	同上以外の株式及び出資	5,293	76,281,374
	公債及び社債	1,778	31,036,004
	投資・貸付信託受益証券	2,110	35,599,124
	計	<b>6,128</b>	<b>198,555,861</b>
現金、預貯金等		7,489	316,015,712
家庭用財産		5,203	2,380,557
その他の財産	生命保険金等	1,498	41,343,423
	退職金及び功労金等	512	21,990,034
	立木	524	574,774
	その他	6,470	80,132,577
	計	<b>6,675</b>	<b>144,040,807</b>
合計		<b>7,509</b>	<b>1,601,009,784</b>
相続時精算課税適用財産価額		330	10,931,716
債務		6,607	139,385,586
葬式費用		7,386	17,888,646
計		<b>7,455</b>	<b>157,274,232</b>
差引純資産価額		7,513	1,454,667,268
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		1,664	10,415,393
課税価格		7,514	1,465,082,661

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。